

令和2年4月18日

生徒・保護者各位

福島県立郡山東高等学校長

緊急事態宣言に伴う今後の対応について（連絡）

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係り、政府より発出された緊急事態宣言および福島県教育委員会からの通知を受け、本校としての今後の対応を以下のとおりとしましたのでお知らせします。

記

1 登校日について

4月20日（月）を登校日とします。10時30分までに登校してください。

登校後は、授業は行わず臨時休業中の過ごし方や課題、臨時休業明けの予定等について各クラスで連絡をします。学習用品を持ち帰れるようバッグ等の準備をしてきてください。

なお、当日の放課時刻は12時00分の予定です。

2 臨時休業について

4月21日（火）から5月6日（水）までの期間を臨時休業とします。

この間、自主学習はもとより部活動等も含めて学校敷地内に入ることはできません。感染症拡大防止の観点から不要不急の外出は控え、学校から出された課題や自主的な学習等を行い、各自、生活リズムを崩さないように過ごしてください。

臨時休業明けの登校日は、5月7日（木）を予定しております。ただし、感染症拡大の状況によっては臨時休業が延長されたり、臨時休業中であっても登校日が設定される可能性があります。その際は、緊急連絡メール（39メール）及び本校ホームページでお知らせしますので、毎日、確認をお願いいたします。

3 部活動について

中止とします。

4 その他

臨時休業中も、ご家庭においては毎朝の検温をお願いいたします。発熱、強いだるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）等の風邪症状が続くなどして感染が疑われた場合は、政府からの要請に基づき「帰国者・接触者相談センター」（県中保健所 電話0248-75-7827）に連絡する等、各家庭でのご対応をお願いします。

万が一、生徒あるいはご家族に感染が確認された場合は、必ず学校にもご連絡をお願いいたします。

〈福島県地域医療課関連ホームページ〉

www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045c/coronavirus-taiou.html#center



（問い合わせ先 教頭 電話024-932-0898）